

広報 あぐい

2006 AUGUST 8月1日号 毎月1日・15日発行

“ 優しく捕まえて、田んぼに放してね ”



アイガモを水田に放し、除草や害虫駆除を行う「アイガモ農法」を実践する稲葉清仁さん（坂部）の田んぼに、7月12日城山保育園児が訪れ、アイガモを水田に放つ手伝いをしました。

阿久比町マスコットキャラクター
アグビー

主な内容

ホテル特集.....	2 P	あぐいぐらり旅（村絵図を歩く）.....	12 P
高齢者の医療費.....	6 P	子どもに伝えたいあぐいのむかし ³	13 P
まちの話題.....	11 P	お知らせ.....	16 P



私たちの子孫が ホタルを見て楽しむように

本当に美しい自然にしか生存しないと
と言われるホタル。ホタルは自然
環境のバロメーターとして重要な役
割を果たしています。

ホタルが放つ光は、見るものに癒
やしと安らぎを与えてくれます。今
年も水田や川のほとりは、淡い優し



ほたる観察会で淡いホタルの光を楽しむ参加者

い光で美しく彩られました。

町では、昭和五十八年から自然環
境保護を推進するために「ホタル飛
びかう住みよい環境づくり」を目指
し、町内に生息しているヘイケボタ
ルの発生状況や生態などの調査研究
をしています。

今年もヘイケボタルの生息分布調
査を、六月の下旬から小中学生をは
じめ多くの皆さんの協力を得て行い
ました。(調査結果は次ページで掲
載)

ホタルを身近に感じてもらうため
六月二十三日と二十四日の二日間、
ふれあいの森ホタル養殖場で「ほた
る観察会」を行いました。ホタルを
通じて環境教育に取り組む東部小学
校でも六月二十三日に「成虫観察会」
が開かれました。両観察会には多く
の参加者が集まりました。

ホタルの人工飼育への取り組みは、
決して観察会に多くの人を集めるこ
とを目的に行っているのではありません。
人工飼育は、ホタルを絶滅の
危機から保護するために調査研究の
一環として行っています。

ホタルはいつの時代も人々に愛さ
れています。昔はどこにでもいたホ
タルを見るために、多くの人が観察
会に足を運んでいます。ホタルを動
物園でしか見ることができない絶滅
危惧種の動物たちと同じようにしな
いために、私たちには何ができ
るでしょうか。

ゴミのポイ捨てをしないなど、ゴ
ミを減らすことは誰にでもできるこ
とです。その誰にでもできること
常に心掛けることがホタル保護の第
一步です。

私たちの子孫が、さまざまな場所
でホタルを見て楽しみ、神秘的な光
に笑顔を浮かべる姿を思い、ホタル
の保護、環境保護を皆さんといっ
しょに進めていくことが大切なこと
だと思います。



東部小学校「ホタルと出会う部屋」で観察をする親子

町のホタルを保護し、ホタル飛
びかう住みよい環境づくりを呼び
かける標語を募集しました。
皆さんの作品を紹介します。

(敬称略)

『自然ある阿久比町が好き
ホタルもほくも』 岡崎 修平

『ホタルくん今年も会えて
うれしいよ』 岡崎 佳亮

『自然は、みんなのたから物
ホタルも、みんなのたから物』
榊原真太郎

『阿久比町ホタルも人も
住みよいまち』 平田 瑞季

『守ろうよホタル飛びかう
阿久比町』 平田たま子

『ユートピアホタルも一緒に
住める町』 竹内良太郎



ホタル特集

幼虫のエサ（巻貝）の情報を提供してください

今年もふれあいの森のホタル養殖場と東部小学校のホタルと出会う部屋ではたくさんの幼虫が産まれました。

東部小の児童やホタルボランティアの協力で幼虫のエサとなる巻貝を探っていますが、エサがなかなか確保できません。

田んぼや水路などで小さな巻貝（モノアラガイ）やタニシがたくさんいる所を見つけたら、ぜひ教えてください。

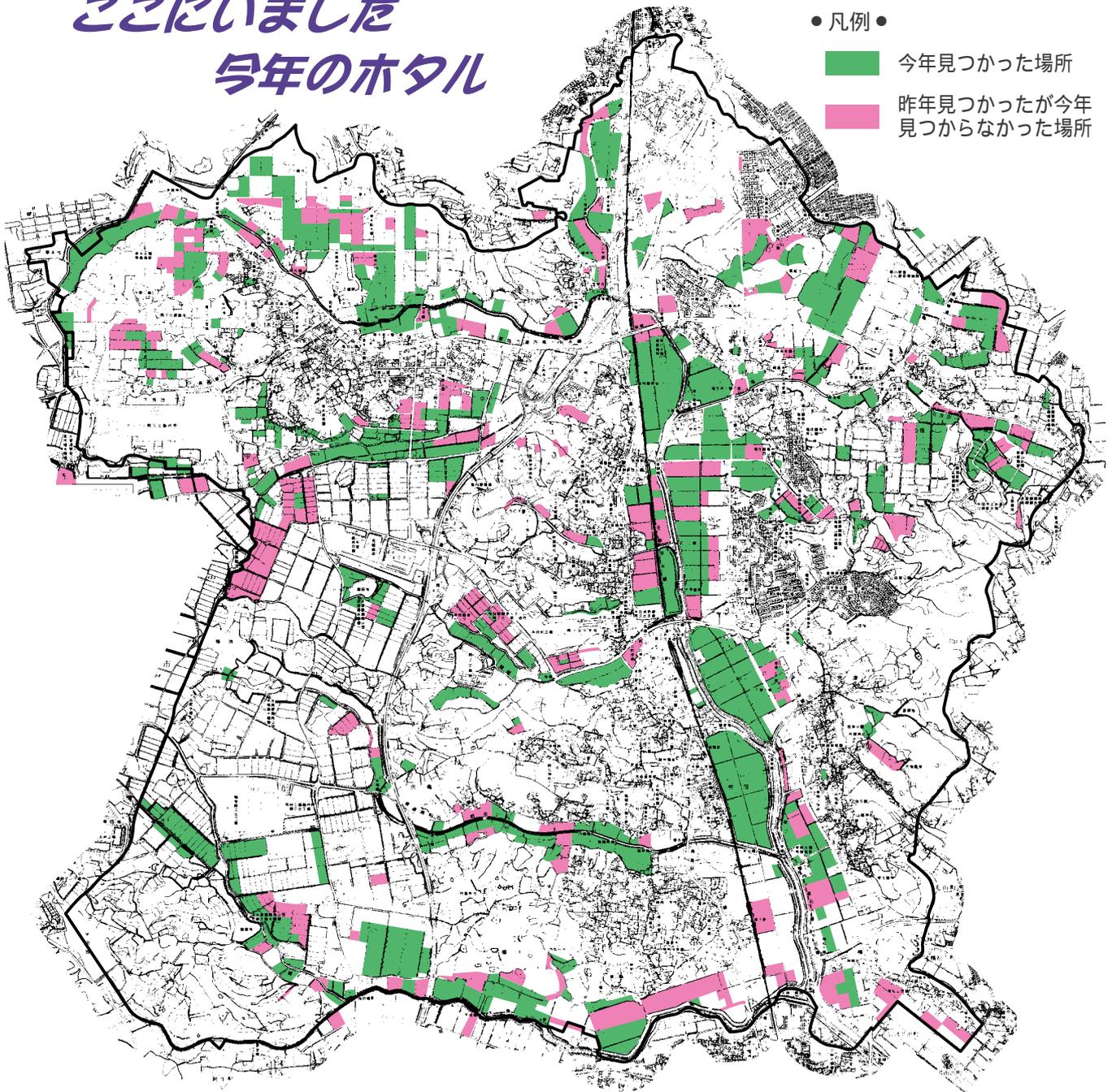
連絡先 企画財政課
 ☎(48)1111(内303)
 東部小学校 ☎(48)0041

「ホタル飛びかう住みよい環境づくり」を目指して、六月二十一日から二十三日と七月三日から五日の六日間、小・中学校の児童、生徒と町民の皆さんの協力で、生息分布調査を実施しました。調査の結果は、下図のとおりです。

平成18年度
阿久比町ホタル分布図



ここにいました 今年のホタル



平成18年度 ほたるポスター 入選作品

(応募総数666点の中から、下記の皆さんが選ばれました。)

敬称略



優秀 10 点

最優秀

内藤 由莉
(東部小5年)



坂野 千尋 (草木小4年)



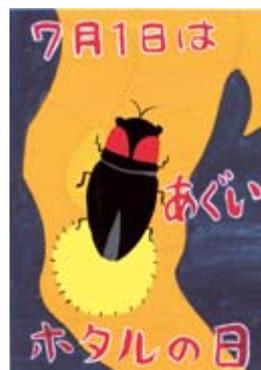
新美 有希 (東部小4年)



新海みのり (南部小6年)



遠藤あおい (英比小5年)



竹内永里子 (阿久比中3年)



家田 江梨 (南部小5年)



伊藤 ゆい (英比小6年)



滝塚美沙希 (阿久比中2年)

佳作 10点

- 佐藤世麗奈 (阿中2年) 岡戸美沙季 (阿中1年)
- 高島菜々恵 (東部小5年) 田中 美帆 (東部小4年)
- 佐川 桃子 (英比小6年) 森 千鼠 (草木小6年)
- 宮地 なな (草木小6年) 青松真里英 (草木小6年)
- 小野 薫 (南部小6年) 岩井ゆり子 (南部小5年)



渡邊 月子 (英比小6年)



平山 咲綾 (東部小6年)

アグピーにがお絵 入選作品

(応募総数691点の中から、下記の皆さんが選ばれました。)

敬称略

優秀 10 点



最優秀

鈴木 大貴
(南部小1年)



黒島 優 (英比小2年)



山本 彩花 (東部小3年)



竹内 翔一 (南部小3年)



宮地 りな (草木小3年)



小田 皓太 (英比小2年)



福岡 靖高 (南部小2年)



山田 天衣 (草木小3年)



新美 有紗 (英比小2年)



榊原有記奈 (南部小1年)



竹内 紗季 (草木小1年)

佳作 10点

- 古川 千紘 (東部小3年) 戸田 愛美 (東部小3年)
- 浪岡 楓乃 (東部小2年) 家田真悠子 (東部小1年)
- 平野 元規 (英比小3年) 杉江萌々華 (英比小1年)
- 舟橋 ゆな (英比小1年) 榎谷 咲良 (草木小2年)
- 青木野々菺 (草木小2年) 新海 里 (南部小3年)

高齢者の医療費

自己負担割合 所得区分の判定基準が変わりました

税制改正で公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止、老年者に関する住民税非課税措置の廃止などが行われたことにより、8月から老人保健医療受給者証、国民健康保険（70歳以上）の高齢受給者証で医療を受けている方の、所得区分の判定基準が変わりました。

変更に伴い、所得区分が上がる方のために経過措置がとられます。

問い合わせ先 保険課 ☎(48)1111 (内257・214)

所得区分に応じて自己負担割合などが異なりますが、その所得区分を判定する基準が変わります。

平成18年7月31日まで

所得区分	判定基準
一般	一定以上所得者、低所得、のいずれにもあてはまらない方。
一定以上所得者	70歳以上の方および老人保健の方のうち、1人でも一定の所得（課税所得が145万円）以上の方が同一世帯にいる方。 ただし、70歳以上の方および老人保健の方の収入の合計が、2人以上であれば621万円未満、1人の場合は484万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様になります。
低所得	同一世帯の全員が住民税非課税の方。（低所得以外）
低所得	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円とする）を差し引いたときに0円になる世帯の方。



平成18年8月1日から

所得区分	判定基準
一般	一定以上所得者、低所得、のいずれにもあてはまらない方。
一定以上所得者	70歳以上の方および老人保健の方のうち、1人でも一定の所得（課税所得が145万円）以上の方が同一世帯にいる方。 ただし、70歳以上の方および老人保健の方の収入の合計が、2人以上であれば520万円未満、1人の場合は383万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様になります。
低所得	同一世帯の全員が住民税非課税の方。（低所得以外）
低所得	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円とする）を差し引いたときに0円になる世帯の方。

* 所得区分の判定は毎年行われ、前年の課税所得により8月から新しい所得区分が適用されます。
また、低所得・に該当する方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請をしてください。

自己負担割合

平成18年9月30日まで	
一定以上所得者	2割
一般、低所得	1割

10月1日から一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。

高齢者の医療費

8月からの税制改正に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる方で、次のいずれかにあてはまる方については「自己負担限度額」についてののみ「一般」を適用します。

1	課税所得	145万円以上 213万円未満	
2	収入の合計金額	一人世帯	383万円以上 484万円未満
		2人以上世帯	520万円以上 621万円未満

* 2の場合は申請が必要です。

老年者に関する住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に関する住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得」を適用します。

* 老齢福祉年金受給者は「低所得」を適用します。

対象となる人・・・住民税課税者が合計所得金額125万円以下の平成17年1月1日現在65歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者

自己負担限度額(月額) この限度額は平成18年9月30日まで適用されます。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 (過去12カ月間に世帯単位の自己負担 限度額を超えた支給があった場合、4 回目以降は40,200円)
低所得	8,000円	24,600円
低所得	8,000円	15,000円

小学校6年生までに 児童手当制度が拡充されました

問い合わせ先 住民福祉課児童福祉係
☎(48)1111(内226)

平成18年4月1日から拡充された内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります

新たに児童手当を受けられる児童の保護者の方は、役場住民福祉課の窓口(公務員は勤務先)で認定請求の手続きが必要です。

改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の方
(平成8年4月2日生まれ~平成9年4月1日生まれ)

これまで児童手当を受給していた保護者の方は、特別に手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は認定請求の手続きが必要になります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の方
(平成6年4月2日生まれ~平成8年4月1日生まれ)

これまで児童手当を受給していない保護者の方は認定請求 1、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求 2の手続きが必要となります。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げ(下記参照)により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は認定請求の手続きが必要となります。

---【手続きに必要なもの】---

1 < 認定請求 >

健康保険被保険者証などの写し(申請者が厚生年金など加入の場合)
児童手当用所得証明書(次の場合のみ必要となります)

- 平成17年1月1日現在で阿久比町に住所がなかった場合
平成17年度(平成16年分)の証明書
- 平成18年1月1日現在で阿久比町に住所がなかった場合
平成18年度(平成17年分)の証明書

申請者の預金通帳(郵便局除く)
印鑑

2 < 額改定認定請求 >
印鑑

その年の1月1日現在の住所の市町村が発行します。

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に役立つことを目的にしています。

児童手当制度のしくみ

1. 支給対象
児童手当は12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。
前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

2. 支給手続き
児童手当は児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長(公務員は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

3. 支給月額
第1子 5,000円、第2子 5,000円、第3子以降 10,000円

4. 支払時期
児童手当は原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額 所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0 人	4 6 0 万円	5 3 2 万円
1 人	4 9 8 万円	5 7 0 万円
2 人	5 3 6 万円	6 0 8 万円
3 人	5 7 4 万円	6 4 6 万円
4 人	6 1 2 万円	6 8 4 万円
5 人	6 5 0 万円	7 2 2 万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は左記の額にその老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

生活の安全確保と 環境保全のために

—— 土 壌 汚 染 防 止 条 例 ——

土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、町民生活の安全確保と生活環境を保全することを目的に「阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(通称名：土壌汚染防止条例)が平成18年4月1日から施行されました。

1. 土砂等の埋立て等を行うときは、許可の申請が必要になります。

(1) 許可を必要とする行為

・面積が1,000平方メートル以上の土地で、土砂等の埋立て等の事業(特定事業)を行うとき

(2) 埋立て等に使用する土砂等の制限

・土壌汚染防止のため安全基準を設けて、安全基準に適合しない土砂等は使用できません。

(3) 崩落など災害の発生の防止

・埋立て等の構造の基準を定めて、災害の発生の防止を図ります。

2. 土地所有者や事業者の皆さんは、条例の趣旨を理解していただき、土砂等の埋立て等の事業の適正処理にご協力ください。

(1) 土地所有者の責務

・埋立て等の事業計画を十分確認する必要があります。

・事業期間中、1カ月に1回以上、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないかなど現地を確認しなければなりません。

・土壌汚染や崩落等の災害が発生した場合など、事業者にも事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、町などに通報しなければなりません。

(2) 事業者の手続等

・埋立て等の事業を行うときは、この条例の対象となり、特定事業に該当する場合は、あらかじめ町長の許可が必要です。また、事業の施工中は土壌検査や埋立て等の状況などについて定期的に届出や報告などが必要となります。

3. 土壌汚染等が判明したときは、土壌汚染や土砂の崩落などの防止のため、事業者、土地所有者に対して条例の規定により、汚染された土砂等の撤去や、災害の防止の措置を講じるように措置命令が出されます。

施行日前からの継続事業については、9月末まで条例適用の猶予期間がありますが、10月以降引き続き特定事業を行う場合は、条例が適用され許可等が必要となります。

問い合わせ先

環境衛生課 ☎(48)1111(内317)

阿久比町土地開発行為に関する指導要綱 阿久比町宅地開発等に関する指導要綱を 一部改正

主な改正点は次のとおりです。適用は平成18年4月1日からです。

阿久比町土地開発行為に関する指導要綱

開発面積2,000㎡以上を1,000㎡以上としました。

分割して行う開発行為の期間を2年以内から3年以内としました。

近隣住民等の定義を規定しました。

土壌汚染及び災害防止の項目を規定しました。

工事完了届の項目を規定しました。

阿久比町宅地開発等に関する指導要綱

開発面積2,000㎡以上を1,000㎡以上としました。

分割して行う事業の期間を2年以内から3年以内としました。

環境衛生の項目を改正しました。

土壌汚染及び災害防止の項目を規定しました。

工事完了届の項目を規定しました。

問い合わせ先 企画財政課 ☎(48)1111(内204)

安全で住みよい
まちづくり
ニュース
防災交通課
(内208)

防災への意識改革 ④3

子ども向けパンフレット
「地震を知ろう」

文部科学省は子ども向けのパンフレット「地震を知ろう」の改訂を行い、地震調査研究推進本部のホームページで公開しています。

主として小学校高学年を対象に、地震についての正しい知識を持ち、地震に対して日ごろから備えることの大切さを理解してもらうことを目的に、平成十七年三月に初版が発行されています。



今回の改訂では、初版に寄せられた意見を参考に見直しを行い、写真やイラストを増やして内容を充実させています。

三つのテーマで構成

地震発生！その時、あなたは？

日ごろから地震に備える必要性を考えてもらうため、子どもたちの身近で起こりうる地震被害の様子を写真で紹介しています。

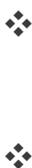
日本は世界有数の地震国

地震や津波の発生のしくみなどをイラストで分かりやすく解説しています。

地震に備えて

子どもたちに知ってもらいたい地震発生時の心構えや、日ごろから注意しておいてもらいたい点などを掲載しています。

このパンフレットは地震調査研究推進本部のホームページの「地震に関するパンフレット」のコーナーからPDFファイルで入手できます。
<http://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/kodomopanf/index.html>



夏休み期間中は、親子で過ごす時間が多くあります。家族で話し合い、いざという時にどういった行動をとったらいいのか確認しましょう。

青色回転灯付き パトロール車で巡回



福住地区では、毎月第二金曜日に防犯パトロールを行っています。

七月十四日、青色回転灯を付けたパトロール車を地区の方が運転し、半田警察署員らとともに約六十人で、地区をパトロールしました。

「自分たちの地区を毎回「青パト」が走れば、犯罪も減ることでしょう。続けることが大切です。協力してみんなが地区を守っていきます」と参加者は話していました。

お詫びと訂正

広報あぐい七月十五日号の八ページで紹介した川の名前に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤 十ヶ月
正 十ヶ川

オアシススケッチ

～まちの話題～

英比小新体育館起工式



工事の無事を祈る関係者

7月7日、英比小学校屋内運動場（体育館）の建て替え工事の起工式が行われました。
今回の建て替えは、従来の体育館の老朽化と耐震対策によるものです。
式には、町関係者など約50人が参加して工事の安全を祈願する神事などが行われました。
新体育館は、鉄筋コンクリート造り平屋約1,200平方メートルで、完成予定は来年2月末の予定です。

願い事がかないますように



ササに飾り付けをする英保育園児

7月7日「七夕の日」、町内の保育園や幼稚園で七夕会が行われました。
園庭には、園児たちの願い事の書かれた短冊や色紙で作った飾り物が結び付けられたササが飾られています。
「お姫さまになりたい」、「忍者になりたい」など子どもらしいかわいい夢が書かれた短冊が多く見られました。皆さん願い事がかなうといいですね。

今年もおもしろかったよ



人形劇を楽しむ子どもたち

7月15日、町立図書館で「おたのしみ会」が行われました。
図書館で活動する読書指導グループぶんぶんのメンバーが毎年夏に企画し、今年も人形劇やパネルシアターなどを上演しました。
会場には約200人の親子が集まりました。額に汗しながら人形劇を上演するぶんぶんのメンバーの姿はとても真剣で、それを見る子どもたちもとても満足げな表情でした。会場全員が楽しめる会となりました。

交通ルールを守ってね



街頭啓発を行う城山保育園児

7月15日、夏の交通安全キャンペーン街頭啓発をオアシス大橋東信号交差点で行いました。
交通安全協会半田支部阿久比分会など約70人が参加して車のドライバーなどに啓発看板を見せたりして、交通安全を呼びかけました。
宮津団地交通安全少年団や城山保育園の年長組の子どもたちもキャンペーンに参加して、大変暑い中、啓発グッズを配ったり、看板を持ったりして交通安全啓発の手伝いをしました。

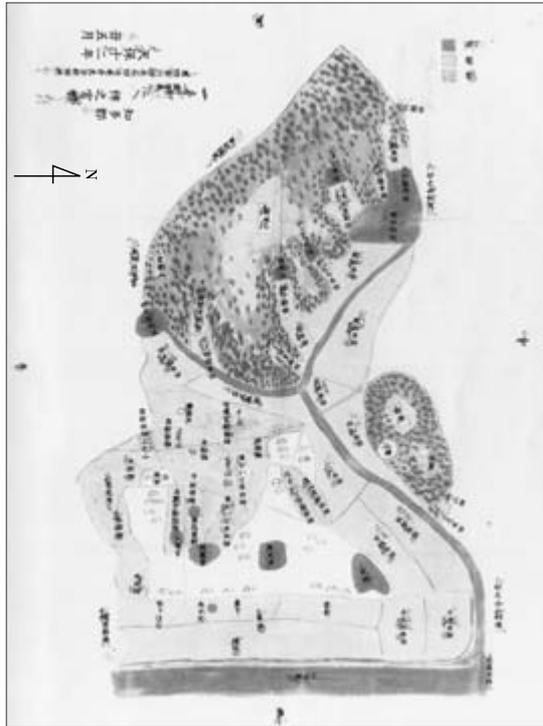
シリーズ

阿久比を歩く ③③



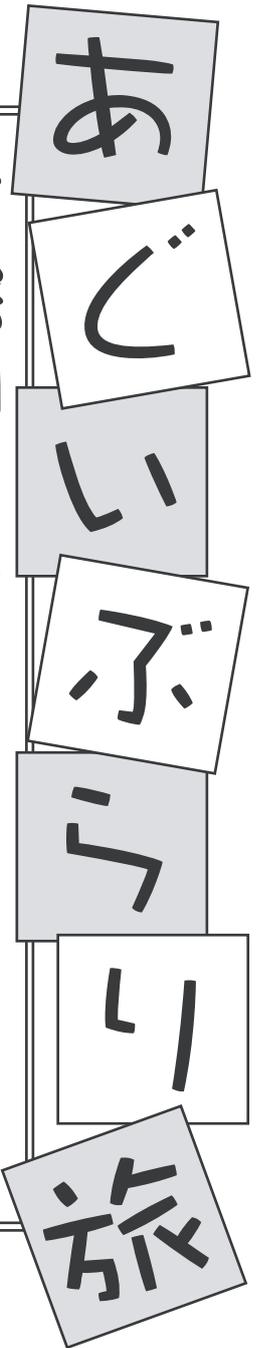
東光寺山門

稗之宮村(現在の大字阿久比地区) 絵図を見ながらぶらり旅に出掛けた。先日、東京都渋谷区郷土博物館の学芸員が最勝寺(卯之山)に伝わる、渋谷金丸が馬の口に付けたと言われる轡(くちま)を調べにきていた。私も同席させてもらい轡を住職から見せてもらった。



稗之宮村絵図(阿久比町誌資料編1村絵図解説書から)

村絵図を歩く(稗之宮村前編)



野間で殺害された源義朝の家臣で、主君の義朝の首が京に送られるのを

知り、首を取り返そうと京に向かうが、馬が病で倒れ進むことができない。轡を井戸で洗って、「古見堂地蔵(現在、最勝寺蔵)に献じると馬の具合が良くなり、再び京を目指した」という伝説が残る。 稗之宮村絵図の中央から南の部分「轡井戸」の表記がある。今回は轡洗い伝説の地を最終目標に進むことにする。

境内の東の方には、細い参道が続く。昨日の夜、雨がたくさん降ったせいか、木の葉から「ポトン、ポトン」と水滴が落ち、顔や首筋に当たる。蒸し暑いため、この一滴、二滴のしずくが一瞬体を冷やし気持ちがいい。

最初に氏神と記された場所を訪れる。現在の阿久比神社である。この神社は平安時代初期の朝廷の記録が書かれた『延喜式第九・第十』の中で、全国の神社を紹介する神名帳に南知多町の入見神社、羽豆神社とともに「智多三座」として記載されている。



阿久比神社東側の森

南へ向かって歩く。草取りをする女性に出会う。「轡井戸」について何か知らないか尋ねてみる。「ごめんね嫁いできて四十年経つけど、聞いたことないね」と女性がニコニコしながら応えてくれた。「がんばって探してね」と励まされる。



社交ダンス教室

なつかしの阿久比展



日時 6月20日(火)~10月10日(火)
場所 町立板山公民館

6月から16回のコースで教室を開催しています。準備運動からタンゴ・ルンバなどの基本ステップ、その後ワルツなども加え徐々にステップアップしていきます。初心者も少し経験のある方も楽しく踊っています。最後は発表会で踊れるようにがんばります。



昭和46年ごろの桜坂(阿久比中学校東)

日時 8月2日(水)~8月16日(水)
場所 中央公民館本館ロビー

明治時代から昭和40年代ごろの町の様子を写した写真展を開催します。100年前の卒業写真やなつかしい小中学校の校舎、伝統行事や現在との比較写真などを展示します。当時の様子を写真で懐かしんでみませんか。

約800年もの間、土の中に埋まっていた壺。現在の私たちに何か語りかけてくるような気がします。



はちがたにこよう たまふちじょうこうえんつぼ
八ヶ谷古窯出土 玉縁状口縁壺

あぐいの村絵図展示
「棕原村」「角岡村」「福住村」編
中央公民館本館1階ロビーで開催
8月2日(水)~8月16日(水)
問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)111(内262)

知多半島で焼き物と言えれば何を思い浮かべますか。この地方では常滑焼が全国的にも有名ですね。その昔、阿久比でも焼き物を盛んに作っていたことを知っていますか。昔から知多半島は良質な土が得られることや丘陵地が多かったこと(窯は緩やかな斜面を利用して焼かれました。)から中世(平安時代)鎌倉時代)には、窯業地帯として全国的に有名でした。

大型の甕や壺は製品として、遠くは青森や鹿児島まで船で運ばれました。阿久比でも町内の丘陵地のいたる場所で中世古窯を確認し、調査をしてきました。出土品には山茶碗、山皿をはじめ、さまざまな押印模様のある甕や壺などが発掘されています。中世の阿久比の人々は農業以外にも窯業を生業にして生活していたことが分かります。

子どもに伝えたい
あぐいのむかし
3

みんなで踊りませんか あぐいふれあい盆踊りの夕べ



日時 八月十六日(水)

午後七時～午後九時

雨天の場合は十七日に順延

会場 阿久比町役場駐車場

内容

盆踊り大会、アトラクション(和太鼓歩童)、無料模擬店(金魚すくい・ヨーヨー釣り)、菓子(子どものみ)・うちわ・ジュースの配布

問い合わせ先

社会教育課公民館係

☎(48)1111(内260)

無料映画会を開催します

『チキンリトル』を上映

阿久比町商工会青年部では、

八月十六日に開催される「あぐいふれあい盆踊りの夕べ」にあわせて、無料映画会を次のとおり開催します。家族でご覧ください。

時間

午後五時～午後六時二十分

場所 中央公民館本館30

1号室

その他 申し込みは不要ですが、先着順に百人とします。

問い合わせ先

阿久比町商工会青年部

☎(48)1111(内255)

期日 八月十六日(水)×雨天の場合でも行います)

戸籍の窓口から

第八回 戸籍の届け出

今回は転籍届です。

本籍を移動するには

本籍を移動することを転籍と言います。住所を変更しても、本籍には変更がありません。本籍を移動するには、「転籍届」を出していただく必要があります。戸籍に名前のある方が転籍の対象になり、他市町村に住所がある方も含まれます。

転籍届を提出するには

戸籍の筆頭者と配偶者がいる方は、配偶者双方が届け出人となります。署名、押印がそれぞれ必要です。夫婦の一方が死亡などにより除籍されている場合は、その旨を届書に明記し、他の一方が夫婦双方の名義で届け出ることが認められています。

転籍届は、届け出人の本籍地、所在地、または転籍地(新本籍地)に届け出ることができます。他の市町村から転籍する場合は、戸籍謄本が一通必要になります。届出人双方の印鑑も持参してください。

今までであった戸籍は

旧本籍地に今までであった戸籍につ

いては、本籍地で除籍として八十年間保存されます。その除籍には本籍を移した記録が記載されています。

届出の注意事項

戸籍関係の証明は本籍地でしか発行できません。

住所地に本籍を変更すると戸籍関係の証明も、住所地の窓口で発行できるといふメリットがあります。例えばパスポート、年金の申請、戸籍届の添付書類には戸籍関係の証明が必要になるので便利です。

相続関係の手続きなどでは、本籍を置いたことのある市町村に除籍謄本を請求しなければならぬ場合もあります。その際に手間がかかるというデメリットがあります。

戸籍謄(抄)本はすぐには発行できません。

転籍届を提出した日に本籍は移動しますが、実際に戸籍が出来上がって戸籍謄(抄)本が発行できるようになるには、事務手続きなどで一週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111

(内225・224)

歯科健康診査 (歯周疾患検診)を 実施します

町では、今年度から歯周疾患検診を町内の半田歯科医師会に加入している歯科医院で実施します。

口の中の健康を守ることは、全身の健康を守ることにつながることが分かってきました。いつまでも自分の歯でおいしく食事をするためには、歯肉炎・歯周炎などの歯周病の早期発見・早期治療が大切です。

この機会に歯科健康診査を受けてください。

対象者

今年度(平成十八年四月一日～平成十九年三月三十一日)で四十歳、五十歳、六十歳、七十歳になる方(対象者へは通知します)

受診期間

九月一日(金)～十月三十一日(火)

内容

歯・顎関節・歯周病などの検査・ラッシング指導など

費用

無料(治療にかかる費用については本人負担となります)

持ち物

歯科健康診査通知書(対象者へ通知します)・健康保険証

《受診できる歯科医院》

*予約をして受診ください

歯科医院名	住 所	電 話
稲葉歯科医院	阿久比町大字福住字平野 2 1 - 1	4 8 - 0 2 6 2
中村歯科医院	阿久比町大字福住字高根台 1 1 - 7	4 8 - 4 1 3 9
ひがし台歯科医院	阿久比町大字板山字東台 2 1 - 2	4 8 - 4 6 0 1
石橋歯科医院	阿久比町大字宮津字名師 1 5 - 1	4 8 - 8 0 0 8
竹内歯科医院	阿久比町大字草木字花吹 2 1	4 8 - 3 9 3 9
関歯科医院	阿久比町大字卯坂字小谷 1 0 3	4 8 - 6 0 6 0
若子歯科	阿久比町大字卯坂字古見堂 6 6 - 1	4 8 - 7 2 3 4
やなぎその歯科	阿久比町大字阿久比字宮後 3 2	4 8 - 3 5 6 5
クローバーこども歯科	阿久比町大字椋岡字唐松 3 - 3	4 8 - 9 6 0 8

問い合わせ先
環境衛生課保健係
☎(48)1111
(内311・312)

男性いきいき教室 参加者を募集

楽しく体を動かして、体力アップを目指しませんか。

日 時	内 容	場 所
9月26日(火) 9:30~11:30	楽しく体を動かそう・姿勢をよくしよう サンフェローズ 健康体操指導 伊藤敦子先生	保健センター
9月28日(木) 9:00~16:00	1日ウェルネス教室を体験 ・健康度評価・ストレッチ ・筋力トレーニング	あいち健康プラザ
10月4日(水) 10:00~11:30	筋力・バランス力が高まるよう意識しながら体を動かそう サンフェローズ 健康体操指導 伊藤敦子先生	保健センター
10月11日(水) 10:00~11:30	外(保健センター周辺)を歩こう サンフェローズ 健康体操指導 伊藤敦子先生	保健センター
10月19日(木) 10:00~12:00	調理実習「楽々・簡単手料理」 町栄養士 鳥井麻里	保健センター
10月23日(月) 9:30~11:30	筋力・バランス力が高まるよう意識しながら体を動かそう サンフェローズ 健康体操指導 伊藤敦子先生	保健センター

対 象
六十五歳以上の男性で、全日程出席できる方
定 員
二十人(定員になり次第締め切ります。)

費 用 四千六百元
(あいち健康プラザ受講料七千二百円のうち、自己負担三千六百元とバランス弁当代千円)

あいち健康プラザへは、保健センターから送迎バスが出ます。バスを利用される方は申し込みの際にお知らせください。

申込期限 九月八日(金)
申し込み・問い合わせ先
環境衛生課 ☎(48)1111
(内311・312)

お知らせ

愛知県警察が 不審者情報をメール配信



パトネット あいち

Aichi Prefectural Police Department Mail Magazine.

阿久比町で起こった事件・不審者などの情報をメールで届けます。
「安全」「安心」に役立つ情報を定期的に届けます。
警察署管轄別に県内全ての地域の情報を届けます。

【申し込み方法】

携帯電話からm.patnet@cep.jpに空メールを送信してください。

メール受信制限をされている方は、受信設定を変更してください

「モバイル愛知県警」<http://www.pref.aichi.jp/police/mobile/> または、
「愛知県警ホームページ」<http://www.pref.aichi.jp/police/> から登録できます

問い合わせ先 愛知県警察本部 総務部 広報課 ☎052(951)1611(内2173・2175)

《モバイル愛知県警アクセス手順》

モバイル愛知県警
QRコード



 東海メニュー 行政/便利サービス モバイル愛知県警 事件事故情報	 東海メニュー 行政 モバイル愛知県警 事件事故情報	 地域情報 タウンガイド・交通・行政 モバイル愛知県警 事件事故情報
---	--	--

知多地方視聴覚ライブラリー協議会 社会教育用フィルムセンター(仮称)の 名称を募集

知多地方視聴覚ライブラリーは知多五市五町が共同出資により運営し、社会教育用16ミリフィルムやビデオを保管し貸し出しを行っています。皆さんに身近な施設として活用してもらうため親しみやすい名称を募集します。

募集期間

八月一日(火)～八月三十一日(木)

募集条件

親しみやすく、ライブラリー業務をイメージできる名称。

応募点数は一人三点まで。

応募資格

知多五市五町在住在勤在学の方
応募方法 名称、住所、氏名、電話番号を記入して、社会教育用フィルムセンター(仮称)へ提出してください。

申し込み・問い合わせ先

☎・FAX

0562(33)9966

東海市養父町北反田41

メールアドレス

chitaavi@ma.medias.ne.jp

採用作品の応募者には図書券五千円分贈呈します。

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 学校給食センター
勤務内容 各小中学校給食調理業務など
募集人員 二人
勤務期間 十月一日～
勤務時間 学校休業日以外 午前八時半～午後四時(一日六・五時間程度)
賃金 八百二十円(時間給)
応募資格

阿久比町在住で、年齢四十五歳平成十八年十月一日現在)までの健康な方
試験 面接試験(後日連絡)
提出書類

履歴書(市販のもの・写真添付)
健康診断書(後日提出可)
申込期限 八月三十一日(木)
申し込み・問い合わせ先
学校給食センター
☎(48)5111

小中学校の常勤・非常勤講師の登録を受け付けています

知多教育事務所で一年を通して、知多管内の小中学校の産休・育休・療休補充などの講師の登録を希望する方は、次の要領で申し込んでください。

資格

小学校または中学校の教員免許状を持っている方および取得見込みの方

方

勤務内容 常勤講師あるいは非常勤講師として、児童・生徒の指導
勤務条件 勤務地
知多地方の五市五町の小中学校
常勤講師
一日八時間勤務、賃金は経験に応じて支給
非常勤講師
週十～二十時間程度の勤務、賃金は時給二千九百三十円
勤務時間数により社会保険、雇用保険に加入
登録方法
三ツ×四ツの顔写真を持参し、登録票に記入する。

登録場所・問い合わせ先
知多教育事務所
半田市出口町1 36
☎(21)8111(内274)

平成18年度第二回危険物取扱者保安講習を開催

講習日 九月二十八日(木)
十月二十六日(木)
講習会場
・ウイルあいち(名古屋市)
・ゆめたろうプラザ(武豊町民会館)ほか
対象

免状交付者で現に危険物製造所などで取扱作業に従事している方(保安監督者も含む)
講習種別
・給油取扱所
・特定事業所
・一般
申し込み
九月一日(金)から九月八日(金)までに愛知県危険物安全協会連合会へ郵送してください。
受講料 四千七百円
問い合わせ先
愛知県危険物安全協会連合会
☎052(961)6623
知多中部広域事務組合消防本部
防災課 ☎(21)1491
ホームページアドレス
<http://www.cag.net.ne.jp/chitachu/>

農林水産統計調査員を募集

勤務場所 統計調査の種類により調査場所が異なります。知多半島全域が対象となります。
勤務内容 農家などを訪問して調査を行ったり、田や畑で職員が行う実測調査の補助
募集人員 若干名
勤務時間 決まった時間ではなく一定の期間内で調査します。
賃金 統計調査の種類や担当する調査対象数により異なります。
応募資格

資格、年齢、性別は問いません。
応募期間 随時募集

申し込み・問い合わせ先
農林水産省東海農政局半田統計情報センター ☎(21)1092

「徳山ダムを訪ねてみよう」親子見学会参加者を募集

愛知県では水資源に関心をもってもらうために、独立行政法人水資源機構と共催で、徳山ダム見学会を実施します。

対象者 県内の小学校四年～六年生の児童とその保護者
募集人員
二十組計四十人(応募多数の場合は抽選)

開催日 八月二十日
集合場所 愛知県庁
集合時間 午前九時十分
行き先
徳山ダム(岐阜県揖斐川町)ほか
参加費 無料
応募方法
はがき、FAX、電子メールで児童と保護者の住所、氏名、生年月日、連絡先を記入して応募してください。
応募期限 八月十一日(金)必着
問い合わせ先
愛知県地域振興部土地水資源課
☎052(954)6117
FAX052(961)3293
メールアドレス
tochinizu@pref.aichi.lg.jp
ホームページアドレス
<http://www.pref.aichi.jp/tochinizu/>

お知らせ

育児休業後の職場復帰を応援します 〜育児休業看護職員復帰研修〜

看護職の方が、育児休業後職場に復帰するにあたり、最近の医療・看護の動向や看護の知識・技術に対する不安や仕事と子育ての両立に対する不安があると思います。

不安を解消し、安心して仕事が続けられるように、育児休業看護職員復帰研修を実施します。

日程

第一回 九月七日(木)と八日(金)の二日間

第二回 平成十九年三月八日(木)と九日(金)の二日間

時間 午前九時半〜午後四時半
開催場所

愛知県看護研修センター

名古屋市昭和区滝川町36番地(総合看護専門学校内)

定員 各回二十人程度

内容
・医療、看護の動向(医療に関する動き、看護に関する動き)

・医療安全対策(医療事故の防止、看護業務と責任)

・科学的根拠に基づいた看護技術新しい移動の技術、スキンケア、感染予防)

・子育て支援(子育て支援に関する動き、保育関連情報)

対象者

医療機関の看護職員で育児休業中

の方

費用 二千元

申込期限

第一回 八月十七日(木)

第二回 平成十九年二月十五日(木)

(木)

問い合わせ先

愛知県看護研修センター

☎052(832)8607

知多中部地域行政情報サービス 9月30日で終了します

知多中部地域行政情報サービスとして半田市、阿久比町、武豊町の行政情報を電話、FAX、インターネットで提供してきましたが、このサービスは九月三十日で終了させていただきます。

今後の情報提供は、阿久比町のホームページに移行します。引き続きご利用ください。

ホームページアドレス
<http://www.town.agui.lg.jp/>

問い合わせ先
企画財政課

☎(48)1111(内303)

「障害者向けパソコン講座」を開催

身体に障害(肢体不自由)がある方で、パソコンに興味がある方を対象とした初歩的な技術修得のための講座を開催します。

内容

パソコンの基本操作

名刺作り

デジタルの活用方法

お絵描きソフトの活用方法

その他

以上の中から、集まった方の要望に沿って内容を決めます。

日時・場所

九月十三日(水)

午後二時〜午後四時

半田市雁宿ホール 第二会議室

☎(23)7331

九月十四日(木)

午後二時〜午後四時
半田市雁宿ホール 第二会議室

米パン作り講習会を 開催します

阿久比米を使って、米パンを作ってみませんか。次のとおり講習会を行います。

主催
阿久比町水田農業推進協議会

☎(23)7331

予約制

九月八日までに、電話で予約してください。先着八人。

受講料 無料

(材料費などの実費は必要です)

主催

知多地域障害者生活支援事業

ひといき

後援 知多五市五町

問い合わせ先

ひといき

☎0562(34)6264

日時

八月三十一日(木)

午前九時半〜午後二時

九月一日(金)

午前九時半〜午後二時

場所 中央公民館本館204号

室(調理実習室)

用意するもの エプロン

費用 三百円程度(材料費など)

講師 愛知県農村生活アドバイザー

あぐいらしの会会員

定員 各二十人

募集期間

八月七日(月)午前九時から受け付けを行います。(定員になり次第締め切ります。)

申し込み・問い合わせ先

産業課 ☎(48)1111

(内227・235)

(内227・235)



**道路にはみ出た庭木は
せん定してください**

春芽吹いた庭木は、大きく成長して道路や側溝にはみ出した個所があります。

自動車を運転するとき視界が遮られ、交通事故の原因になる恐れもあります。所有地や管理地の庭木を点検し、道路側にはみ出た部分はせん定してください。

問い合わせ先 建設課
☎(48)1111(内210)

日福大付属高講演会を開催します

講師 日本福祉大学教授
社会福祉学部長 後藤澄江

演題 「思春期の子どもと家族」
主催 日本福祉大学付属高等学校
校後援会ほか

日時 九月二日(土)
午前十時半～正午

場所 日本福祉大学研究本館
五階大会議室(美浜町奥田)
入場料 無料

申し込み・問い合わせ先
日本福祉大学付属高等学校
☎(87)2311

ボーイスカウト団員を募集

ボーイスカウトは、ハイキングやキャンプなどの活動を通じて健全な

青少年を育成する社会教育活動で、男女を問わず参加できます。

ボーイスカウト阿久比第一団では次のおり新入団員を募集します。九月から八月までが一年間の活動年度となります。

募集区分
・ビーバースカウト
(幼・保育園年長～小学一年生)
・カプスカウト
(小学一年～四年生)

問い合わせ先
ボーイスカウト阿久比第一団
加藤明彦 ☎(48)1904
榊原和彦
☎090(8737)3194

**東部知多温水プール
臨時休館のお知らせ**

八月九日(水)は大府市小学校水泳大会開催のため臨時休館します。

問い合わせ先
東部知多温水プール
☎0562(44)0271

ご寄付ありがとうございます

阿久比町福住・白沢厄歳会 様

英比小学校へHDD・DVDレコーダー一台をご寄付いただきました。
山本友秋 様(板山)

英比小学校へ『毎日新聞社・決定昭和史』全二十一巻を含む百十冊の児童図書をご寄付いただきました。

義援金ありがとうございます

ジャワ島中部地震災害救援金にご協力ありがとうございました。集まりました義援金は、日本赤十字社愛知県支部へ送金しました。

問い合わせ先
住民福祉課(内301)

設置場所	金額(円)
役 場	148,722
中央公民館本館	2,707
社会福祉協議会	1,701
保健センター	7,000
図 書 館	3,385
エスプランス丸山	7,315
ふれあいの森	5,205
スポーツ村	569
合 計	176,604

今月の納税など

町県民税 2期分
国民健康保険税・介護保険料 1期分

納期限は8月31日(木)です。

阿久比町短歌の会

野茨の咲かざる枝も春深し風戯るる川べりの路 講師 岡本 育与
大風呂の曇る鏡にシャワー掛け朧な後の世覗く思ひす 竹内 清己
薄衣に装い替えし山並の緑にからむ藤のむらさき 大村寿美子
亡き母のしていたように我も又花に問いかけ花に語りぬ 加藤かずみ
ハイキング疲れた私の背をそっと押して息子は歩みを合わせる 木村 久世
真白なるみず木の余花に風吹けりひらひら舞いて春はゆくらし 竹内 久恵

うららかに照れる菜畑に雲雀聴く春愁と背中合わせの情して 田中 太平
玄関に掲げし自筆の書を見つつ傘寿を祝ふ口紅ひきて 長坂吉余子
孫の守した日があつたかし今は我守してもらおう老人となる 新美 功子
我が腕ですやすや眠る初孫をスタッフ一同起こすに必至 橋立 智子
悩めるを語らう友を慰さむる過去の吾れの思い出まじえて 桃井 昌子
菅笠も茜だすきも夢なるか田植機の音に静寂破らる 山口 昇

戦争の悲惨さを忘れてはいけません

8月15日は

終戦記念日

戦没者を追悼し
平和を祈念する日です

正午には家庭でも1分間の黙とうを

阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
 ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
 歴史と伝統を守り、教養を高めます。
 スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
 オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
 ボランティア活動に、すすんで参加します。



人口と世帯



世帯数	8,137 (34)	6月中の異動
人口	24,927人(29)	出生 17 転入 89
男	12,384人(17)	死亡 10 転出 67
女	12,543人(12)	

()は前月との増減数 平成18年7月1日現在

